

青空と緑と産業の町



# 広報昭和 11月号



2020

No.517

令和2年11月1日発行

## 目次

どうなってる？まちの家計簿 .....P2~5  
 住民票のコンビニ交付・自動交付機の廃止 .....P6~7  
 各種お知らせ（秋の火災予防運動ほか）..... P8~13  
 まちのわだい .....P15  
 各種たより（教育昭和、環境経済通信ほか）... P16~24  
 暮らしの情報／スポ少、俳句ほか ..... P25~27  
 みんなの広場（みんなの食育ほか） .....P28

## まちの動き 10月1日現在（前月比）

人口	20,600人 [747] (± 0 [+ 7])	※内、[ ]は外国人数
男	10,348人 [316] (+ 7 [+ 3])	※平成24年7月9日
女	10,252人 [431] (- 7 [+ 4])	から人口・世帯数は
世帯数	8,989戸 [350] (+ 1 [+14])	外国人住民を含んだ数

# まちなかの家計簿



昭和町の令和元年度決算が、今年9月に開かれた定例町議会で承認されました。町が行っている様々な事業は、みなさんに納めていただいている税金や、国・県からの補助金などでまかなわれています。

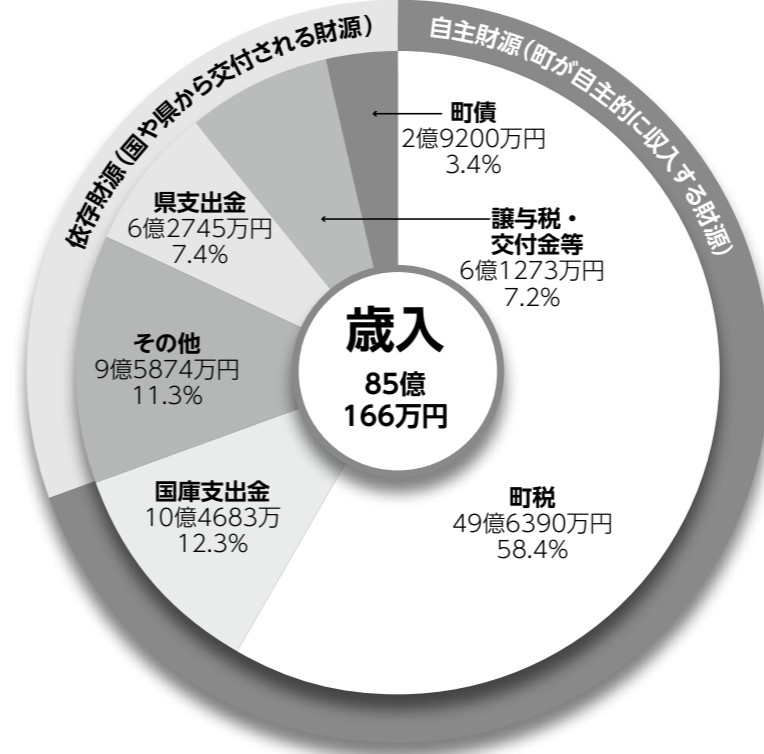
決算とは、年度始まりの4月から翌年3月の間にいくら収入や支出があったかをまとめた「町の家計簿」です。

## 令和元年度 一般会計決算

令和元年度一般会計の歳入総額は85億166万円で、歳出総額は81億1378万円でした。それぞれの内訳と状況は、次のとおりです。

歳入歳出差引額3億878万円のうち令和元年度事業で翌年度に繰り越す財源5022万円を差し引いた3億376万円は、前年度繰越金として令和2年度の歳入となります。

## 歳入



※端数処理の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

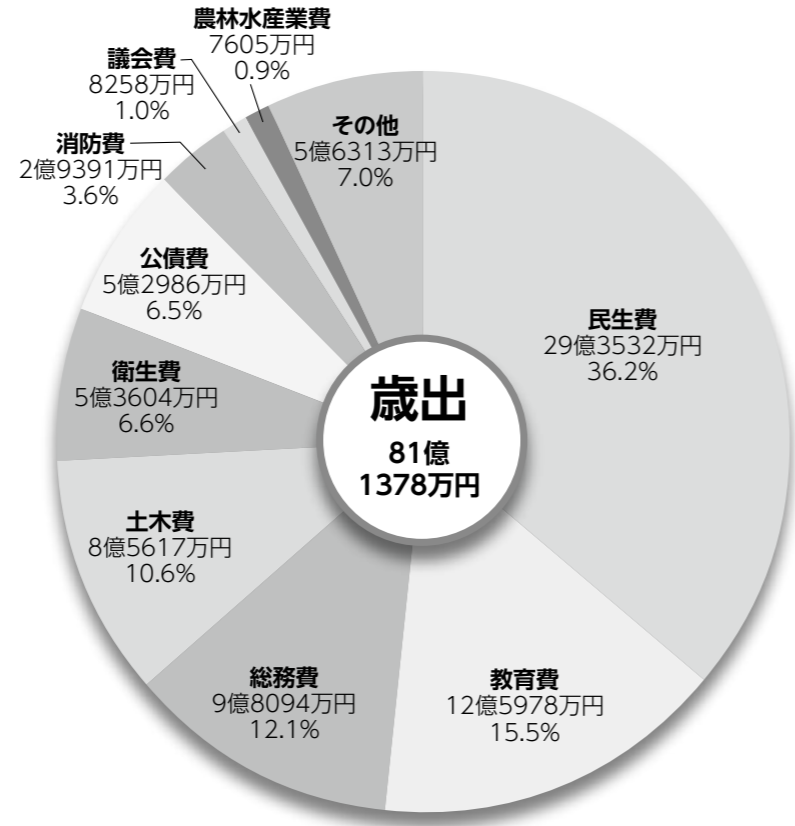
歳入の主なものは自主財源である町税で、歳入全体の58.4%を占めています。町税全体では、前年比1.0%増となる4,845万円の増額となっています。町税の主な内訳は、固定資産税が25億1,480万円、個人町民税が13億4,533万円、法人町民税が7億7,418万円でした。

依存財源として、国庫支出金では、前年比12.8%増となる1億1,851万円の増額になりました。これは、幼児教育無償化に伴う保育給付費等負担金の増額、町道30号線事業・押原公園園路改修工事に伴う社会資本整備総合交付金の増額等が主な要因です。なお、幼児教育無償化を主な理由として、国庫支出金、地方特例交付金はそれぞれ増額した一方、保育所等利用者負担金が減少したため、分担金及び負担金は減額となりました。

また、繰入金は基金繰入金が減少し前年比54.8%減となる3億5,665万円の減額、諸収入についても過年度収入の減少等により前年比64.9%減となる1億1,568万円の減額となりました。町債については、学校給食センター増改築に伴う教育施設整備事業債の借入等により前年比70.0%増となる1億2,020万円の増額となりました。

以上の結果、令和元年度の歳入は、前年比1億8,540万円(2.1%)の減額となる85億166万円でした。

## 歳出



※端数処理の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

令和元年度の歳出は、前年比2億553万円(2.5%)の減額となる81億1,378万円でした。

主な歳出について、民生費、衛生費、労働費、商工費、消防費、教育費及び公債費は前年より増額、議会費、総務費、農林水産業費、土木費は前年より減額となっています。

主な変動要因として、教育費において、学校給食センターの増改築により前年比1億6,603万円の増額。民生費において、幼児教育無償化に伴うシステム改修・保育所等給付費の増により1億3,630万円の増額。さらに衛生費では清掃費負担金増等により3,491万円、商工費ではプレミアム付き商品券事業により1,644万円それぞれ増額となりました。また、総務費においては公有財産取得のあった前年に比べて1億660万円減額、土木費においては、町道30号線新設改良・押原公園園路改修等の大型事業があったものの前年比では5,912万円の減額となりました。歳出については、扶助費の増加に伴い普通建設事業費が減少する傾向がみられます。

## 基金・町債

基金現在高	50億3436万円
町債現在高	42億7818万円

### 町民一人当たり基金・町債高



「基金」とは、町が将来に備えたり特定の目的のために資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金で、町の積立預金のことをいいます。

「町債」とは、町が公園や道路、学校などの大きな事業を行うために借り入れるお金(借金)のことです。これに対し、歳出の公債費とは、この町債を返済するためのお金です。町債を財源とした施設は、長期にわたって利用されることから、町債も将来にわたって返済していきます。これは現在利用する方と将来利用する方が公平に負担し合うということです。

令和元年度末の基金は、前年比3億3,279万円(7.1%)の増額となる50億3,436万円。町債現在高は、前年比1億8,721万円(4.2%)の減額となる42億7,818万円でした。



### 用語解説

- 譲与税・交付金**
  - 地方譲与税・地方消費税交付金・自動車取得税交付金(環境性能割交付金)・地方特例交付金など
- 町債**
  - 道路改良事業・生活環境整備事業・教育施設整備事業等の借入金
- その他歳入**
  - 保育所等利用者負担金・放課後児童クラブ利用者負担金・学校給食費保護者負担金・町営住宅家賃収入・基金繰入金・前年度繰越金など
- 民生費**
  - 各福祉事業等に係る経費など
- 土木費**
  - 道路・河川整備費、都市計画事業費など
- 総務費**
  - 庁舎維持修繕費、各区補助金など
- 教育費**
  - 小中学校費、社会教育費など
- 公債費**
  - 町の借入金の返済金
- 衛生費**
  - 健康増進費、清掃・環境保全費など
- 消防費**
  - 消防団費、災害対策費など
- 農林水産業費**
  - 農業振興費、土地改良事業費など
- その他**
  - 議会費、労働費、商工費、基金積立金など

# 財政健全化判断比率と資金不足比率

## 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	昭和町 比率		参考比率	
	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	-	-	14.7	20.0
② 連結実質赤字比率	-	-	19.7	30.0
③ 実質公債費比率	7.9	7.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	-	-	350.0	-

※赤字額がないため、①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は「-」と表示しています。  
 ※将来負担比率については、財政再生基準が設定されていないため「-」と表示しています。

## 資金不足比率

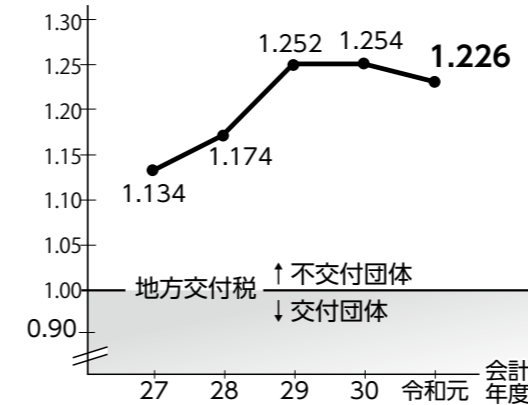
(単位：%)

会計名	昭和町 比率		参考比率
	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	-	-	20.0

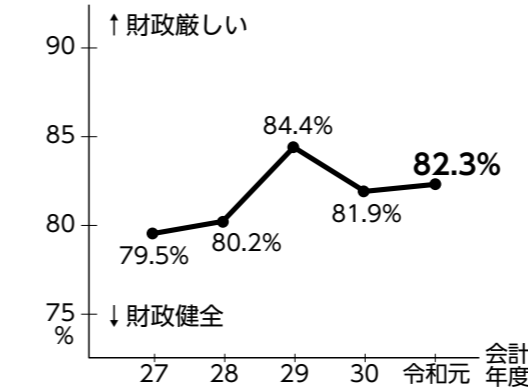
※資金不足額がないため、⑤資金不足比率は「-」と表示しています。

# まちの財政指標

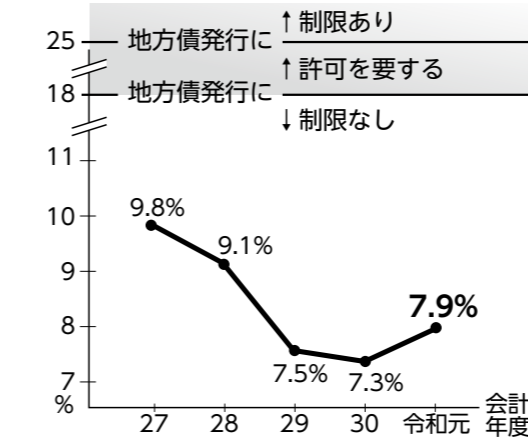
## 財政力指数



## 経常収支比率



## 実質公債費比率



自治体の財政状況を分析するため様々な分析指数があり、総称して「財政指標」と呼んでいます。昭和町の財政状況が健全かどうか、財政に弾力性があるかどうか、借金の占める割合が高いか低いかなどを判断する3つの指標についてお知らせします。

### 財政力指数

財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政需要に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しています。この値が大きいほど財政力に余裕があり、「1」を超えた団体は、自立して自主的に財政運営ができることになりますので、地方交付税が交付されない、いわゆる「不交付団体」となります。

### 経常収支比率

財政の弾力性を測定する最も一般的な指標であり、経常的な一般財源(町税など)のように用途が特定されていない財源が、経常的に支出する経費(人件費、扶助費、公債費等)にどれくらい充当されているかを示す比率です。この比率が高くなるほど財政運営が厳しくなります。令和元年度は、前年度より0.4ポイント高くなりました。

### 実質公債費比率

公債費(町債の返済金)による財政負担の程度を示す比率です。実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模(標準的な行政活動を行うのに必要な額)に占める割合をいいます。公営企業等(下水道事業など)へ繰り出している起債の償還分も含まれ、実質的な公債費を網羅して算定した指数です。18%を超えると地方債の発行に許可を要し、25%を超えると起債の制限を受けます。

## 用語解説

**実質赤字比率** 一般会計等(一般会計及び濁水対策事業特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率  
**一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。**

**連結実質赤字比率** すべての会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率  
**すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、全体の財政運営の深刻度を示すものです。**

**実質公債費比率** 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3年平均)  
**借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。**

**将来負担比率** 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率  
**一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。**

**資金不足比率** 公営企業会計(下水道事業特別会計)の資金不足を、料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。  
**標準財政規模** 自治体が、標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のことです。

※標準税収入額等(町税や地方譲与税など) + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

財政健全化法に基づき令和元年度決算の財政健全化判断比率をお知らせします。

昭和町の令和元年度決算については、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る比率のため、健全であるといえます。

### 早期健全化基準を 超えること...

- 健全化判断比率(①~④)のうち1つでも早期健全化基準を超えると、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行います。
- 1 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
  - 2 議会で承認された財政健全化計画を県知事に報告
  - 3 財政健全化計画の実施状況を議会に報告、公表、県知事に報告
  - 4 外部監査契約による監査

### 財政再生基準を 超えること...

- 健全化判断比率(①~④)のうち、④将来負担比率を除いた3つの比率のうち1つでも財政再生基準を超えると、財政再生団体として国の関与をうけながら財政の再生を図るため、次のことを行います。
- 1 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
  - 2 議会で承認された財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
  - 3 財政再生計画の実施状況を議会に報告、公表
  - 4 外部監査契約による監査

### 経営健全化基準を 超えること...

- 資金不足比率が経営健全化基準を超えると、経営健全化を図るため、次のことを行います。
- 1 経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
  - 2 議会で承認された経営健全化計画を県知事に報告
  - 3 経営健全化計画の実施状況を議会に報告、公表、県知事に報告
  - 4 外部監査契約による監査

早期健全化が著しく困難であると判断されたときは、県知事から必要な勧告が行われます。



◎詳しい資料等を閲覧できます

問い合わせ 企画財政課

財政係 ☎275・8154

経営健全化が著しく困難であると判断されたときは、県知事から必要な勧告が行われます。

# 令和3年7月末(予定)に 自動交付機が廃止になります



現在、役場正面玄関の中扉内にて稼働している自動交付機は、マイナンバーカード(個人番号カード)のコンビニ交付の導入にあたり、令和3年7月末(予定)をもって廃止となります。  
**町民カード(印鑑登録証)は、窓口で印鑑登録証明書を発行する際に必ず必要になりますので、引き続き大切に保管していただきますようお願いいたします。**

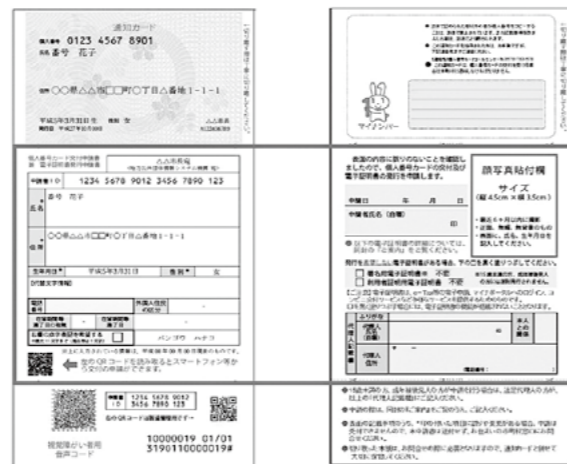
なお、役場内にもキオスク端末(マルチコピー機)を設置予定[利用時間 午前9:00～午後5:15]ですので、マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、窓口で手続きの必要なく住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できます。

まだマイナンバーカード(個人番号カード)を作られていない方は、ぜひこの機会にカードの交付申請の手続きをお願いいたします。

## 〈マイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請について〉

マイナンバー(個人番号)をお知らせするために平成27年に送付された通知カードに、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請書(太枠内)が付いています。

この個人番号カード交付申請書(太枠内)をお持ちの方は、以下のいずれかの方法でお手続きができます。



### ①スマートフォンで申請

あらかじめスマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請書の太枠内のQRコードを読み取って専用のサイトからマイナンバーカード(個人番号カード)のオンライン交付申請をしてください。(※改姓や転居等で通知カードの記載事項に変更がある場合でも使用できます)

### ②パソコンで申請

あらかじめ顔写真をパソコンに保存し、検索サイトから「マイナンバーカード総合サイト」[検索](#)をして、サイトにアクセスしていただき、案内にしたがって申請してください。

### ③郵送で申請

交付申請書の太枠部分を切り取り、必要事項を記入のうえ6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて、同封されていた返信用封筒に入れて郵送してください。

### ④証明写真機で申請

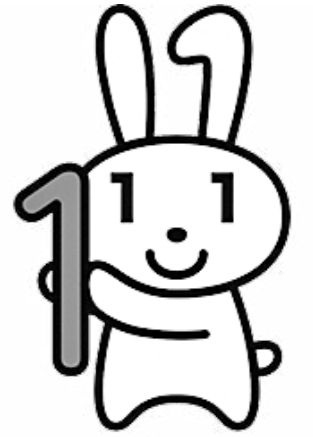
タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用の料金を投入して交付申請書の太枠内のQRコードをバーコードリーダーにかざします。画面の案内にしたがって必要事項を入力した後、顔写真を撮影して送信すると申請完了です。

※証明写真機での撮影は、有料になります。町内商業施設等に数箇所設置されていますので、ご利用ください。

なお、**交付申請書が無い方は窓口にて再発行**できますので、お手数料ですが身分証(運転免許証など)をお持ちの上、役場 町民窓口課にご来庁ください。

【問い合わせ】 町民窓口課 町民係(☎275-8264)

# 令和3年2月1日から マイナンバーカードで 住民票等のコンビニ交付を 開始します！



昭和町に住民票がある方は、マイナンバーカード(個人番号カード)とカード取得時に設定した利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号を使い、全国のコンビニエンスストアにあるキオスク端末(マルチコピー機)で、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるようになります。

マイナンバーカード(個人番号カード)をまだお持ちでない方は、今のうちに、ぜひカードの交付申請をご検討ください。

## 〈交付できる証明書〉

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 戸籍の証明書  
[戸籍謄本・戸籍抄本]
- 戸籍の附票の写し

※戸籍の証明書と附票の写しは、本籍が昭和町の方のみ。



## 〈利用場所〉

全国のコンビニエンスストア等(セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなど)にある**キオスク端末(マルチコピー機)**にてご利用いただけます。

※キオスク端末(マルチコピー機)の設置が無い店舗ではご利用できません。



## 〈利用時間〉

午前6時30分～午後11時

(年未年始[12/29～1/3]と定期保守点検などの休止日を除く)

## 〈コンビニ交付の特徴〉

- 午前6時30分から午後11時まで、役場閉庁後でも取得できます。
- 全国どこでも最寄りのコンビニ等で取得できます。
- 周りの人の目に触れずに証明書を取得でき、機械の音声やアラームで取り忘れ防止を案内します。
- 証明書には、偽造や改ざんを防止する高度な技術が施されています。

## 役場の組織が変わります

11月1日付けの機構改革に伴い、役場の組織が変更になります。  
 子育て支援課を新たに設置し、児童家庭係、児童館統括係を設け、子育て世代を支援します。また、いきいき健康課介護保険係を福祉介護課へ移し、高齢者福祉の充実を図ります。なお、いきいき健康課は健康増進係のみとなり、町民の健康増進に取り組みます。  
 今後も職員一丸となり、新たな行政課題への対応と町民福祉の向上に努めて参りますので、町民の皆様のご理解とご協力を願います。

- **子育て支援課** (☎267-5255)  
 児童家庭係・児童館統括係 … 総合会館1階(福祉課の隣に新設)
- **福祉介護課** (☎275-8784)  
 長寿社会係・障害福祉係・介護保険係 … 総合会館1階(現在の場所と変わらず)
- **いきいき健康課** (☎275-8785)  
 健康増進係 … 総合会館1階(現在の場所と変わらず)
- **ファミリーサポート** (☎275-8115)  
 総合会館2階(会議室へ移動)

問い合わせ 総務課 ☎275-8153

## 妊婦さんと6カ月の赤ちゃんから高校3年生までのお子さんのインフルエンザ予防接種費用を助成します

今年度限定



今年度は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が心配されています。  
 町では、現在のコロナ禍において、ワクチンを受けやすい環境を作り、不安の軽減を図るとともに、季節性インフルエンザの重症化や学校及び地域の流行を予防するため、今期インフルエンザへの感染の不安が大きい妊婦と児童等のインフルエンザワクチンの接種費用を助成することとしました。

- 対象** 昭和町に住民票がある方で次のいずれかに該当する者 ※対象の方には通知を郵送しています。
- ① 接種日において母子手帳を有する妊婦さん
  - ② 接種日において、生後6カ月から18歳(高校3年生の学年)のお子さん
- 助成回数** 13歳未満は2回 13歳以上は1回
- 助成金額** 1回 2,500円
- 接種期間** 令和2年10月1日から令和3年1月31日まで
- 助成方法** ①委任状兼助成券を契約医療機関に持参し、助成額(2,500円)の差額を自己負担  
 ②10月1日以降、助成券が届く前に接種した方、契約医療機関以外で接種した方は、償還払いの手続きに必要書類を持参し、いきいき健康課までお越しください。

今年度、**高齢者インフルエンザ予防接種**は、4,000円上限の助成(町2,000円・県2,000円)があり、ほぼ無料で受けることができます。(※接種費用が、4,000円を上まわる場合は、自己負担が発生します。)

問い合わせ いきいき健康課 健康増進係 ☎275-8785

## 秋の火災予防運動

11月9日(月)～15日(日)

その火事を 防ぐあなたに 金メダル



秋の火災予防運動が、11月9日(月)から15日(日)まで全国一斉に実施されます。この時季は、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。火や暖房器具の取り扱いには十分注意しましょう。  
 また、期間中、町防炎行政無線により、午後9時から30秒間サイレンを鳴らします。皆さまのご理解をお願いいたします。

【サイレン吹鳴】

11月9日(月)～15日(日) 午後9時から30秒間

### 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、火災発生を早期に知らせ、逃げ遅れ防止などに絶大な効果があります。  
 火災予防条例により、住宅への設置が義務化されています。まだ設置していないご家庭は、早めの設置をお願いします。なお、警報器の電池寿命は10年です。設置から10年を経過した警報器は、新しいものと交換しましょう。

問い合わせ

企画財政課 行政係 (☎275-8154)  
 甲府地区消防本部 (☎222-1284)

大人への旅立ちを演出してみませんか？

## 令和3年「成人式の実行委員」募集!!

来年の1月10日(日)に開催される成人式の実行委員を募集します。20歳の記念に自分たちの企画で成人式をつくりあげていきませんか。  
 新成人の皆さまのご応募をお待ちしています。

資格

- ① 令和3年の新成人の方  
 (平成12年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた方)
- ② 文集、アトラクションの内容などアイデアがある方、やる気がある方  
 (お友達同士でも結構です)
- ③ 当日まで数回集まっていただけの方

募集人数

5名～10名程度

募集締切

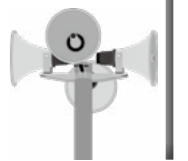
令和2年11月13日(金)

申し込み

町教育委員会 生涯学習課  
 (☎275-8641)



## 緊急地震速報訓練に伴う シェイクアウト訓練の実施について



11月5日(木)午前10時頃、国において、全国瞬時警報システム(Jアラート)の訓練が実施されることに伴い、町内の防災行政用無線から、緊急地震速報の試験放送が流れます。

この試験放送は国の発信する情報を防災行政用無線を用いて住民への情報伝達ができるかを確認するためのものです。

緊急地震速報が流れてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るなど適切な行動をとるには日ごろからの訓練が大切になります。

緊急地震速報訓練にご理解をいただきとともに、本試験放送に合わせて、シェイクアウト訓練を実践してみましよう。

◆緊急地震速報放送日時◆  
◎11月5日(木) 午前10時頃

※訓練が中止となる場合はお知らせします

◆放送内容◆  
・上り4音チャイム

・「こちらは防災しゅうわです。只今から訓練放送を行います。」

・「(緊急地震速報チャイム音)緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3  
・「こちらは防災しゅうわです。これで訓練放送を終わります。」  
・下り4音チャイム

### ■シェイクアウト訓練とは…

「①まずひくく」「②あたまをまもり」「③うごかない」という3つの動きを身に付け、地震の揺れから自分の命を守るための行動訓練です。緊急地震速報の訓練放送に合わせて、各自でシェイクアウト訓練を行いましよう。



※図は室内の例です。屋外では、建物や木、電柱や電線から離れた場所で①②③を実践しましよう。

問い合わせ 企画財政課 危機管理係  
(☎275・8154)

## 令和3年経済センサス活動調査の 統計調査員を募集します

総務省及び経済産業省では、令和3年6月1日現在で、全国のすべての事業所・企業を対象に「令和3年経済センサス活動調査」を実施します。これに当たり、町では、統計調査員として調査業務を行っていただけの方を募集します。町や指導員のサポートの他、調査員専用のコールセンターがありますので、未経験の方もぜひご応募ください。



応募資格 原則20歳以上の方  
業務期間 令和3年5月から6月  
業務内容

- ① 調査説明会に参加し調査についての説明を聞いて、調査の方法や調査内容を理解します。
- ② 担当する区域の地図を受け取り、担当区域内の調査対象事業所を把握します。
- ③ 調査対象事業所を訪問し、「調査についてのお知らせ」(リーフレット)等を配布します。
- ④ 調査対象事業所を訪問し、調査票等を配布して、回答を依頼します。
- ⑤ 約束した日時に事業所を訪問し、調査票を回収します。また、回収した調査票の記入内容を検査します。
- ⑥ 調査書類・用品を決められた期日までに市町村に提出します。薄謝ではありますが、報酬も支給されます。

問い合わせ 企画財政課 企画情報係(☎275・8154)

## 昭和町「土曜学習塾」はたる學舎」スタート!

昭和町では、子どもたちの学習支援・居場所づくりとして、「土曜学習塾」はたる學舎」を10月より開催しています。町内の小学生であれば誰でも参加することができ、コロナ禍における学習習慣づくりや基礎学力の定着を図りたいと考えています。

まずは見学からでもOKですので、奮ってご参加ください。



対象 町内すべての小学生  
日程 毎月第1・3・5土曜日  
(今後の開催予定日 11月7日、11月21日、12月5日、12月19日、1月16日、1月30日、2月6日、2月20日)

時間 午前9時～11時35分(45分×3コマ)  
※学年や個人の計画により、コマ数は変更できます。

場所 押原小学校児童室…役場別棟会議室  
西条小学校児童室…彩の広場管理棟  
常永小学校児童室…常永児童館

※尚、家庭の都合で別会場を希望する場合は、教育委員会へご連絡ください。

指導者 退職教員、大学生、地域ボランティア(現在20名程在籍)

学習 補習を中心とし、学校で学習している国語・算数などに自主学習として取り組みます。各自に必要な教材(教科書・ドリル等)を持参してください。

参加費は無料です。申し込む場合は登録が必要ですので、各町立小学校または昭和町教育委員会学校教育課までお申し込みください。参加申込表(チラシ)は、各町立小学校を通じてすでに配布されていますが、町ホームページにも掲載していますのでご活用ください。(町ホームページ <http://www.town.showa.yamanashi.jp/guide/benri.php?id=500>)

問い合わせ 昭和町教育委員会学校教育課(☎275・8631)

## コロナ禍だからこそ、 介護予防に取り組みましよう!!



現在、感染症予防のために外出を控えている中で、活動量が減っていないでしょうか? 地域包括支援センターでは、家に閉じこもり気味になり「筋力が低下した」「もの忘れが進んだ気がする」といった相談が増加しています。長引く自粛生活でも毎日を健やかに過ごすためには、介護予防を意識して生活に取り入れることが大切です。例えば…

- ・人混みを避け、散歩や運動をする
- ・「いきいき百歳体操」に参加する  
→ 感染対策を実施し、活動を再開しているグループが増えています。
- ・TVやWebを活用し、家で介護予防に取り組む  
→ 厚労省特設Webサイト「地域がいきいき 集まろう!集いの場」 <https://kayoinoba.mhlw.go.jp>  
山梨県ホームページ「フレイル予防」 <https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/frail.html>

今後、感染を気にせず外出できるようになった時に、自分のやりたいことが支障なくできるよう、日頃から介護予防に取り組みましよう。

自分に合った方法で  
体を動かしましょう!



問い合わせ  
福祉介護課 介護保険係 (☎275-8784)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む事業者の方へ

# やまなしグリーン・ゾーン構想

～新しい生活様式推進機器購入支援金のお知らせ～

キャッシュレス決済環境整備、備品・消耗品の購入に対するの支援です。

※対象は令和2年4月20日以降に購入したもので、申請期限は令和3年2月末日です。設備改修は対象になりません。

▼支援対象者・支援額 事業者によって申請できるタイプが2つに分かれます▼

## タイプ1 中規模以下の事業者

県内において、消費者との間で日常的に決済を行う事業者

上限 **30万円** 1店舗・施設あたり、対象経費の全額  
(申請下限5万円)

## タイプ2 宿泊事業者

県内において、旅館業法における宿泊施設を営む事業者

上限 **300万円** 1施設あたり、  
対象経費の3/4

### 対象事業者

飲食店、宿泊業、小売業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、生活関連サービス業、娯楽業等

### 主な対象備品・消耗品

備品…キャッシュレス決済の環境整備、発熱確認、滅菌、手洗い、換気、接触防止などに要する「バーコードリーダー」「熱感知カメラ」「非接触型体温計」「空気清浄機」など

消耗品…滅菌、手洗、接触防止などに要する「消毒液」「ペーパータオル」「フェイスシールド」「行列回避のための足元シール」など

### 申請方法

オンライン申請のほか、申請書をダウンロードして必要事項を入力の上、PDF等により電子化した添付書類とともにメール又は郵送で提出してください。

※その他詳細についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ・提出先

新しい生活様式推進機器購入等支援事業事務局 〒400-0031 甲府市丸の内 2-16-1-6F

☎ 237-6600 メール yamanashigz@gmail.com ホームページ <https://yamanashigz-sien.com/>



# やまなしデータdeヘルス事業 参加者募集のお知らせ

山梨県  
からの  
お知らせ

## アプリで楽しく、 健康に。

これなら続けられる！



### 健康情報をお届け



歩数を  
記録できる  
今日は  
6000歩か〜

P  
ポイントも  
貯まる  
使うだけで  
もらえる？

やまなしデータdeヘルス事業とは、国民健康保険加入者の生活習慣病や慢性疾患の発症・重症化予防を図り、その結果として国民健康保険の医療費の増大を抑制するため、DeSCヘルスケア株式会社が開発・運営するスマートフォンアプリ「kencom」を活用した健康支援事業です。

山梨県では、市町村国保加入者の健康づくりを推進するため、アプリで健康づくりを行うやまなしデータdeヘルス事業の参加者を募集しています。

専用アプリ kencom に登録すると、  
先着 **5,555名** 様に **500円** 分の  
クオ・カード ペイをプレゼント！

### 対象者

山梨県にお住まいの国民健康保険加入者※(19歳～74歳)

※一部除外地域あり。詳しくは山梨県のホームページをご覧ください。

山梨県HP <https://www.pref.yamanashi.jp/kokuho/datadehealth.html>

専用アプリ kencom の  
ダウンロードはこちらから



# 「甲府盆地7都市計画区域マスタープラン」 説明資料掲載・縦覧・公聴会について



県では、昭和町を含む甲府盆地7都市計画区域の今後の都市計画の方針を示した「都市計画区域マスタープラン」(原案)を取りまとめました。

この計画に県民の皆様のご意見を反映させていただくため、原案を縦覧し、公聴会を開催します。また、下記のとおり説明資料(音声付き)を県ホームページに掲載します。

### 説明資料掲載等

日時：令和2年11月12日(木)～

公表場所：山梨県ホームページ(<https://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/index.html>)

配布場所：山梨県県土整備部都市計画課のほか、中北建設事務所・昭和町の都市整備課

意見等提出期間：令和2年11月12日(木)～令和2年11月26日(木)

提出・問い合わせ先：山梨県県土整備部都市計画課

☎ 055 - 223 - 1716 FAX 055 - 223 - 1724

Eメール [toshikei@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:toshikei@pref.yamanashi.lg.jp)

### 原案の縦覧

縦覧期間：令和2年11月12日(木)～令和2年11月26日(木)

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

縦覧場所：山梨県県土整備部都市計画課のほか、中北建設事務所・昭和町の都市整備課

※県ホームページにおいてもご覧いただけます。

### 公聴会

日時・場所：令和2年12月14日(月)午後7時～

山梨県防災新館オープンスクエア(甲府市丸の内1-6-1)

※公聴会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人数の制限を行う場合がありますので、ご了承ください。

※意見書の提出がない場合、公聴会は開催しません。(県ホームページでお知らせします。)

### 公述の申し出

公聴会で当事案について意見を述べることを希望される場合は、公述の申し出が必要です。

対象：甲府都市計画区域の住民及び利害関係人

提出方法：意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を持参、又は郵送にて提出して下さい。

提出期間：令和2年11月12日(木)～令和2年11月26日(木)(消印有効)

提出先：山梨県中北建設事務所都市整備課

〒400-0065 甲府市貢川二丁目1-8 ☎ 055 - 224 - 1671

問い合わせ

山梨県県土整備部都市計画課

☎ 055 - 223 - 1716 FAX 055 - 223 - 1724 Eメール [toshikei@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:toshikei@pref.yamanashi.lg.jp)